

登録番号

114

## ○大阪産業大学大学院学則

制 定

昭和63年3月23日

最近改正

令和 5年2月24日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 大阪産業大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論およびその応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第2条 本大学院に人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科および工学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

(課程)

第3条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）および後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

4 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(専攻)

第4条 研究科に次の専攻を置く。

区 分	専 攻 名	
	博士前期課程	博士後期課程
人間環境学研究科	人間環境学専攻	人間環境学専攻
経営・流通学研究科	経営・流通専攻	経営・流通専攻
経済学研究科	現代経済システム専攻 アジア地域経済専攻	アジア地域経済専攻
工学研究科	機械工学専攻 交通機械工学専攻 都市創造工学専攻 電気電子情報工学専攻 情報システム工学専攻 環境デザイン専攻	生産システム工学専攻 環境開発工学専攻

2 人間環境学研究科、経営・流通学研究科および経済学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(修業年限)

第5条 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とする。

(在学年数の制限)

# 1 学則・奨学関係 (114 大阪産業大学大学院学則)

**第6条** 博士前期課程の在学年数は4年、博士後期課程の在学年数は6年を超えることができない。  
(収容定員)

**第7条** 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

区分	専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間環境学研究科	人間環境学専攻	10名	20名	3名	9名
経営・流通学研究科	経営・流通専攻	15名	30名	5名	15名
経済学研究科	現代経済システム専攻	10名	20名	—	—
	アジア地域経済専攻	15名	30名	3名	9名
工学研究科	機械工学専攻	10名	20名	—	—
	交通機械工学専攻	10名	20名	—	—
	都市創造工学専攻	10名	20名	—	—
	電気電子情報工学専攻	10名	20名	—	—
	情報システム工学専攻	10名	20名	—	—
	環境デザイン専攻	10名	20名	—	—
	生産システム工学専攻	—	—	4名	12名
環境開発工学専攻	—	—	2名	6名	
計		110名	220名	17名	51名

## 第2章 学年、学期および休業日

(学年)

**第8条** 学年は入学の時期により、次のとおりとする。

春入学の学年 4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

秋入学の学年 9月21日に始まり翌年9月20日に終わる

(学期)

**第8条の2** 学年を次の2期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第8条の3** 休業日については、大阪産業大学学則（以下「大学学則」という。）第10条の規定を準用する。

## 第3章 教員組織

(教員組織)

**第9条** 本大学院に専攻に応じ、必要な教員を置く。

## 第4章 入学等

(入学の時期)

**第10条** 入学の時期は、毎年2回学年の初めとする。

春入学 4月1日

秋入学 9月21日

(入学資格)

**第11条** 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (5) 本大学院において、第1号の者と同等以上の学力があると認められた者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を得た者
- (3) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

**第12条** 入学を志望する者は、志願票その他別に定める書類に入学検定料を添えて、所定の期間中に  
出願手続をしなければならない。

(入学者の選考)

**第13条** 前条の志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続および入学許可)

**第14条** 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期間中に別に定める学費を納入し、かつ、所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 前項により入学を許可されたものは、入学宣誓式に出席し、かつ、入学の宣誓をしなければならない。

(保証人)

**第15条** 保証人は、独立の生計を営む成年者2名とする。

2 保証人は、当該学生にかかる一切の事項につき連帯して責任を負わなければならない。

3 保証人が死亡などのため、その資格を失ったときは、新たに保証人を定め、誓約書・身元保証書を提出しなければならない。

(就学条件)

**第16条** 本大学院に在学する間は、他の大学院、学部等に在学することを認めない。

(外国人留学生)

**第17条** 外国の国籍を有する者で、原則として大学院入学を目的として入国許可を受けて入国し、本大学院に入学を志願する者がいるときは、特別に選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 その他外国人留学生については、別に定める大阪産業大学大学院外国人留学生規程による。

(短期外国人留学生)

**第17条の2** 前条第1項の定めにかかわらず、海外の大学との協定に基づき、当該大学の大学院に在籍する学生について受け入れを要請された場合、または、海外の大学の大学院に在籍する学生が本大学院への留学を志願し、在籍大学から推薦を受けた場合は、原則として1年以内の期間に限り、学長は短期外国人留学生として受け入れを許可することができる。

2 短期外国人留学生の受け入れに関する規程は、別に定める。

## 第5章 教育方法等

(教育方法)

**第18条** 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文〔博士前期課程における特定の課題につ

## 1 学則・奨学関係 (114 大阪産業大学大学院学則)

いての研究の成果およびそれによる作品（以下「修士作品」という。）を含む。] の作成または課題研究等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

（授業科目および単位等）

**第19条** 授業科目および単位等は、別表第1のとおりとする。

（単位の計算基準）

**第20条** 授業科目の単位の計算については、大学学則第26条の規定を準用する。

（研究指導および授業の担当）

**第21条** 本大学院の研究指導および授業の担当は、大学院教員資格に該当する本大学教員がこれにあたる。

- 2 必要により他の大学院教員または、その他の有資格者に授業の担当を依頼することができる。
- 3 教育上有益と認めるときは、他の大学院または研究所等において、学生が必要な研究指導を受けることを認めることができる。この場合にはあらかじめ当該他の大学院または研究所等と本大学院の間で研究指導の範囲、期間その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 4 本大学院の学生に必要な研究指導および授業を担当する教員の任用等については、別に定める。

## 第6章 履修方法

（修得単位）

**第22条** 博士前期課程の修得単位数は、次のとおりとする。

- (1) 人間環境学研究科は、必修科目を含め30単位以上を修得しなければならない。
- (2) 経営・流通学研究科は、必修科目を含め30単位以上を修得しなければならない。
- (3) 経済学研究科は、必修科目を含め30単位以上を修得しなければならない。
- (4) 工学研究科は、必修科目を含め30単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程の修得単位数は、次のとおりとする。

- (1) 人間環境学研究科は、人間環境学特殊研究18単位および特殊講義2単位の計20単位を修得しなければならない。
- (2) 経営・流通学研究科は、研究演習18単位および特殊講義2単位以上の計20単位以上を修得しなければならない。
- (3) 経済学研究科は、特殊研究18単位および特殊講義2単位以上の計20単位以上を修得しなければならない。
- (4) 工学研究科は、特殊研究12単位および特殊講義2単位以上の計14単位以上を修得しなければならない。

（履修方法）

**第23条** 博士前期課程の履修ならびに修了要件単位の修得は、次による。

(1) 人間環境学研究科

- イ 必修としてフィールド／スタジオ研究1…4単位およびフィールド／スタジオ研究2…4単位を修得すること。
- ロ 前イのほか、当該専攻授業科目の中から22単位以上を修得すること。
- ハ 本大学院の他の研究科において履修した単位を、6単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(2) 経営・流通学研究科

- イ 必修として演習1…4単位および演習2…4単位を修得すること。
- ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から22単位以上を修得すること。
- ハ 本大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(3) 経済学研究科

- イ 必修として演習Ⅰ…4単位および演習Ⅱ…4単位を修得すること。
- ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から22単位以上を修得すること。
- ハ 当該研究科の博士前期課程にあつては、それぞれ他専攻において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- ニ 本大学院経営・流通学研究科博士前期課程において履修した授業科目について修得した単位は、4単位を上限として、前ハにより当該専攻において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

## (4) 工学研究科 (機械工学専攻)

- イ 必修としてゼミナール1…2単位、ゼミナール2…2単位、調査研究1…3単位および調査研究2…3単位を修得すること。
- ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から20単位以上を修得すること。
- ハ 本大学院の当該研究科内の他の専攻および他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、8単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

## (5) 工学研究科 (交通機械工学専攻)

- イ 必修としてゼミナール1…2単位、ゼミナール2…2単位、調査研究1…3単位、調査研究2…3単位、材料力学特別解析…2単位、流体力学特別解析…2単位および熱力学特別解析…2単位を修得すること。
- ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から14単位以上を修得すること。
- ハ 本大学院の当該研究科内の他の専攻および他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、8単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

## (6) 工学研究科 (電気電子情報工学専攻)

- イ 必修としてゼミナール1…2単位、ゼミナール2…2単位、調査研究1…3単位および調査研究2…3単位を修得すること。
- ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から20単位以上を修得すること。
- ハ 本大学院の当該研究科内の他の専攻および他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、8単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

## (7) 工学研究科 (都市創造工学専攻、情報システム工学専攻、環境デザイン専攻)

- イ 必修としてゼミナールⅠ…2単位、ゼミナールⅡ…2単位、調査研究Ⅰ…3単位および調査研究Ⅱ…3単位を修得すること。
- ロ 前イのほか、当該専攻の授業科目の中から20単位以上を修得すること。
- ハ 本大学院の当該研究科内の他の専攻および他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、8単位を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

## 2 博士後期課程の履修ならびに修了要件単位の修得は、次による。

## (1) 人間環境学研究科

- イ 人間環境学特殊研究18単位および特殊講義2単位を修得すること。

## (2) 経営・流通学研究科

- イ 研究演習18単位および特殊講義2単位以上を修得すること。

## (3) 経済学研究科

- イ 特殊研究18単位および特殊講義2単位以上を修得すること。

## (4) 工学研究科

- イ 特殊研究12単位および特殊講義2単位以上を修得すること。
- ロ 特殊講義については、専攻の枠を越えて履修を可能とする。

(履修申請)

**第24条** 学生は毎学年始めに、その年度に履修しようとする授業科目を指定の期日までに指導教授の

## 1 学則・奨学関係 (114 大阪産業大学大学院学則)

承認を受け、研究科長に申請しなければならない。

(単位の授与)

**第25条** 授業科目を履修し、かつ、学期末または学年末に行うその科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

**第26条** 成績の評価は、「A、B、C、D」をもって示し、「A、B、C」を合格とし「D」を不合格とする。

2 成績評価については、以下のとおりとする。

点数	評価	
100点～80点以上	A(優)	合格
80点未満～70点以上	B(良)	
70点未満～60点以上	C(可)	
60点未満	D(不可)	不合格
成績評価に至らない	*	

(他の大学院における修得単位の認定)

**第27条** 本大学院は、教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学院(外国の大学院および第38条に定める大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数について、本大学院の博士前期課程にあっては、第23条に定める本大学院の他の研究科または他の専攻における授業科目の履修により修得した単位と合わせて、15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

**第27条の2** 本大学院は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科委員会の議を経て、前条により修得したものとみなすことのできる単位とは別に、15単位を超えない範囲で修了要件に算入することができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数について、本大学院の博士前期課程にあっては、第27条に定める他の大学院(外国の大学院および第38条に定める大学院を含む。)または本大学院の他の研究科もしくは他の専攻における授業科目の履修により修得した単位と合わせて、20単位を超えないものとする。

## 第7章 課程の修了要件

(課程の修了要件)

**第28条** 博士前期課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第1項の場合において、環境デザイン専攻博士前期課程にあっては、修士作品の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、入学前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

**第28条の2** 博士課程の修了の要件は、大学院に5年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者)にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士の学位論文の審査および最終試験に合格することとする。

- る。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした博士前期課程を修了した者または前条第3項もしくは第4項の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、大学院に博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士の学位論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 第1項および前項の規定にかかわらず、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士の学位論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

## 第8章 学位の授与

（学位の授与）

- 第29条** 第28条により本大学院博士前期課程を修了した者には、修士の学位を、前条により博士後期課程を修了した者には、博士の学位を当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを授与する。
- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位を得るための審査を請求した者については、本大学院（人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科および工学研究科）の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有する者と確認されたとき、博士の学位を授与する。
- （学位規程）
- 第30条** 学位および学位の授与については、本大学院の学則（以下「学則」という。）のほか、別に定める大学院学位規程による。

## 第9章 休学、退学、除籍および復学

（休学）

- 第31条** 病気その他やむを得ない理由により長期にわたり欠席しようとするときは、所定の休学願に理由を証明する書類を添えて、願い出て休学することができる。
- （休学処置）
- 第32条** 病気のため修学に適しないと認められた者については、当該研究科委員会の議を経て、休学を命ずることができる。
- （休学期間）
- 第33条** 休学の期間は、原則として当該学年の末までとする。ただし、特別の理由があると認められた者については、引き続き更に1年の休学を許可することがある。
- 2 休学期間は、在学年数に算入しない。
- 3 休学中の学費は、別に定める大学院学費納入規程による。
- （休学期間の制限）

- 第34条** 休学期間は、博士前期課程は通算して2年、博士後期課程は通算して3年をそれぞれ超えることはできない。
- （退学）

## 1 学則・奨学関係 (114 大阪産業大学大学院学則)

**第35条** 病気その他の理由により退学しようとするときは、所定の退学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

2 前項により退学した者、学費未納により除籍された者および博士後期課程を単位取得退学した者が、再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可することができる。ただし、博士後期課程にあつては退学後、6年以内に再入学を願い出るものとする。

3 博士後期課程を単位取得退学した者が、学位論文審査を受けるために再入学する場合は、再入学金、授業料および教育環境充実費を免除し、別に定める審査料を納めるものとする。

(除籍)

**第36条** 学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、除籍する。

(1) 学費を納入期限を超えても納めないとき

(2) 長期にわたって欠席し、または病気その他の理由で成業の見込みのないと認めるとき

(3) 在学期間が、同一専攻科において、休学期間を除き、第6条に定める期間を超えたとき

(4) 死亡したとき

2 前項第1号によって除籍された者は、納入期限の翌日から1ヵ月以内に限り、除籍の取り消しを願い出ることができる。ただし、特別の事情により、納入が困難な場合には、願い出によって、さらに1ヵ月の猶予期間を認める。

(復学)

**第37条** 休学期間の途中で休学理由が消滅したときは、所定の手続きをとり、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受け、復学することができる。

2 復学者の修学条件は、その者が入学した年度のもの適用する。

3 学期の途中で復学した者にたいしては、その学期の授業料および教育環境充実費は全額徴収する。

(留学の取扱い)

**第38条** 学生が、協定または認定する外国の大学院に留学を希望するときは、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

2 当該留学期間のうち、研究指導を受けた期間は、修業年限に算入することができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 留学に関する規程は、別に定める。

## 第10章 賞罰

(表彰)

**第39条** 学生として表彰に値する行為があった者は、当該研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

**第40条** 学則もしくは諸規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、当該研究科委員会の議に基づき懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学および放學とする。

3 放學は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められた者

(2) 正当な理由がなくして出席が常でない者

(3) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第11章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

**第41条** 教育職員免許法・同法施行規則に基づき本大学院において取得できる免許状の種類は、次の



とおりとする。

免許状の種類	免許教科	取得可能な研究科
中学校教諭専修免許状	社会	経済学研究科 現代経済システム専攻 博士前期課程
	公民	経済学研究科 アジア地域経済専攻 博士前期課程
高等学校教諭専修免許状	工業	工学研究科 機械工学専攻 博士前期課程
		工学研究科 交通機械工学専攻 博士前期課程
		工学研究科 都市創造工学専攻 博士前期課程
		工学研究科 電気電子情報工学専攻 博士前期課程
	情報	工学研究科 情報システム工学専攻 博士前期課程
工業	工学研究科 環境デザイン専攻 博士前期課程	
高等学校教諭専修免許状	商業	経営・流通学研究科 経営・流通専攻 博士前期課程

2 前項の免許状を取得するための資格および履修方法については、別に定める。

## 第12章 学費および学費以外の費用

(学費)

**第42条** 学費は、入学金、授業料、教育環境充実費、審査料、科目等履修料および研究料ならびに在籍料とし、その額は別に定める。

2 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 学費の納入については、別に定める大学院学費納入規程による。

(手数料)

**第43条** 入学検定料およびその他の手数料については、別に定める。

(既納の学費および手数料)

**第44条** 既に納入した学費および手数料は、事情の如何にかかわらず返戻しない。

## 第13章 運営組織

(研究科委員会)

**第45条** 本大学院に人間環境学研究科委員会、経営・流通学研究科委員会、経済学研究科委員会および工学研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織は、別に定める委員会規程による。

(審議事項)

**第46条** 委員会は、教育に関する次の事項を審議する。

(1) 学則に関すること。

(2) 諸規程の制定および改廃に関すること。

(3) 教員の人事に関すること。

(4) 授業科目および研究指導の担当に関すること。

(5) 学生の入学、復学、休学、除籍、退学、留学および修了ならびに賞罰に関すること。

(6) 学位の授与に関すること。

(7) 学長より諮問された事項

(8) その他重要な事項

2 委員会は、前項第3号から第7号の事項について、審議を経て学長に意見を述べるものとする。

(研究科長)

**第47条** 本大学院の研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、博士後期課程専攻担当教員より選出する。

## 1 学則・奨学関係（114 大阪産業大学大学院学則）

- 3 研究科長は、当該研究科委員会を招集し、その議長となる。
- 4 研究科長は、当該研究科委員会の定めた方針に基づいて、研究科の運営に当たる。

### 第14章 科目等履修生および研究生

（科目等履修生）

**第48条** 本大学院において特定の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、当該研究科委員会の議を経て、科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生に関する内規は、別に定める。

（研究生）

**第49条** 本大学院で、特定の研究課題について研究を希望する者があるときは、本大学院生の研究に支障のない限り当該研究科委員会において、研究生としてこれを許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者で、当該研究科相当の学力を有すると当該研究科委員会が認めた者とする。
- 3 研究生に関する内規は、別に定める。

### 第15章 学生研究室

（学生研究室）

**第50条** 本大学院に学生研究室を設ける。

### 第16章 附属施設および厚生施設

（施設、設備の供用）

**第51条** 本学園および本大学学部の施設、設備は、必要に応じて本大学院学生の研究達成のために供することができる。

### 第17章 事務組織

（事務組織）

**第52条** 本大学院の事務の処理は、大学院事務室をもって行う。

### 第18章 その他

（諸規程の準用）

**第53条** 学則に定めるほか、大学学則およびその他の諸規程を準用する。

（施行細則）

**第54条** 学則施行に必要な細則は、別に定める。

**第55条** この学則および本学が定めるその他諸規則（以下「本約款」という。）を、民法第3編第2章第1節第5款で定める定型約款とみなす。

- 2 本約款は、民法第548条の4の規定により、変更することがある。
- 3 前項の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容な

らびにその効力発生時期を本学公式サイトに記載し、インターネットによる公表の方法により周知する。

**附 則**

(施行期日)

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 28 年 2 月 29 日)

(施行期日)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条および第 10 条は平成 27 年 9 月 1 日に遡って適用する。

**附 則** (平成 30 年 3 月 19 日)

(施行期日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条および第 10 条は平成 27 年 9 月 1 日に遡って適用する。

**附 則** (平成 31 年 3 月 15 日)

(施行期日)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条および第 10 条は平成 27 年 9 月 1 日に遡って適用する。

**附 則** (令和 2 年 3 月 16 日)

(施行期日)

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 3 年 4 月 30 日)

(施行期日)

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 4 年 3 月 2 日)

(施行期日)

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 5 年 2 月 24 日)

(施行期日)

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。